

第十三回 参議院法務委員会會議録 第二十五号

(四四七)

昭和二十七年四月十八日(金曜日)午前
十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
委員 加藤 武徳君
鈴木 安孝君
長谷山行蔵君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
齋 武雄君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法務法制局 野木 新一君
見第四局長
民事法務局長 平賀 健太君
総務室主幹 村上 朝一君
法務府民事局長
事務局側 長谷川 宏君
常任委員会専門員 西村 高見君
常任委員会専門員

本日、の会議に付した事件
○参考人の出頭に関する件
○小委員の選任の件
○平和條約の実施に伴う民事判決の再
審査等に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)
○平和條約の実施に伴う刑事判決の再
審査等に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員
会を開きます。

先ずお諮りしたいことがござい
ますが、前回の委員会におきまして羽
仁委員より、日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障條約第三條に基く行政
協定に伴う刑事特別法案について公聴
会を開かれたいとの旨申出がありまし
たが、その後本件につきまして理事の
各位とも相談申上げました結果、公聴
会は開かず参考人を呼ぶことにいたし
ました。つきましては本案審査のため
に参考人より意見を聴取したいと思
います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がない
と認めましてさよう決定いたします。
なお参考人の人選につきましては便宜
上委員長に御一任願いたいと思いま
す。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がない
と認めます。

○委員長(小野義夫君) 次に小委員追
加選定の件についてお諮りいたしま
す。先般委員となられました内村清次
君より青少年犯罪に関する小委員に加
わりたいとの申出がありました。つき
ましては内村君を只今申上げました小
委員に選定いたすことに御異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小野義夫君) 御異議がない
と認めます。さよう決定いたします。

○委員長(小野義夫君) 次に法案の審
議を行います。平和條約の実施に伴う
民事判決の再審査等に関する法律案及
び平和條約の実施に伴う刑事判決の再
審査等に関する法律案、両案を便宜上
一括して議題に供します。質疑に入り
ます。質疑のありのたは御発言願
います。

○羽仁五郎君 ちよつと懇談に入れ
たいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記
をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて
下さい。

○羽仁五郎君 今議題になりました平
和條約の実施に伴う刑事判決の再審査
等に関する法律案、並びに民事につい
ての同様の法律案、或る意味において
両者に共通しておる問題であります
が、特に今刑事関係の法律案について
政府にこの際質問しておきたいと思
うところがあるのですが、第一に何つてお
きたいのは、これは言うまでもなく平和
條約第十七條(四)項を受諾した以上こ
うした法律案を提案しなければなら
ないといふことから来ているのでし
ょうが、併しなから何故にこの平和條約第
十七條(四)項のごとき規定を日本が受諾
しなければならなかつたかという点に
ついて、政府は果してどの程度までお
考えになつておられるのか、その理
由からしてこの際何つておかなければ
ならない。で、すでに平和條約でそれ
は受諾したのだからという形式的なこ

とでいいとお考えになつてゐるか、そ
れともこういふ第十七條(四)項というふ
うなものを受諾したことは極めて喜ば
しいことなのか、いわゆる友愛と信頼
の精神がそのままここに現われてい
るものなのかどうか、その点につ
いては今の平和條約に照つて質問す
るのじやないのですが、それに基いて
この法律案が提案されておる、その根
拠について政府はどういうお考えを持
つておられるのか、その点を先ず第一
に何つておきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) お説のよう
に平和條約を受諾いたしました、第十
七條(四)項によつて何らかの立法措置
をなすべき義務を負つたわけでありま
すが、さて立法に當りまして、この法
律的理由を考えて見たわけでありま
す。この十分な陳述ができなかつた
ということが、再審査の理由になつて
おるわけでありまして。裁判はもとより
その当時の法規の下においてその法規が
各人に共通に適用せられる法規である
ならば、それは正当な法規としてその
法規の下におきまして、原告なり被告
なりは被告人に正当な陳述なり、証拠
提出の機会といふものを與へて裁判す
るのが、まあ正当な裁判だらうと存ず
るのであります。ところが連合国人に
つきましては、戦争のために時として
抑留されたり、或いは送還等のために
期日に出頭を命ぜられた者が出頭でき
なかつた、そういうようなことがあり
まして、今申上げたのは一番典型的な
事例だと思ひますが、その他のいろ

いろな主張とか申合せとか、立証をす
ることが戦争のため十分でなくその
ために何らか不利な判決をこうむ
つたというような場合が若しあるとす
ればそれは救つてやらなければなら
ないといふのは日本の訴訟法の再審に
おきまして普通の民事訴訟法、刑事訴
訟法の再審事由によりまして、例え
ば民事訴訟法の例を申しますと、訴訟
代理人など訴訟代理の行為をするに必
要な授權の欠缺があつたときはとか何
とか、そういうようなことがありまし
て、授權の欠缺というやうなものも再
審事由になつておるのであります。そ
それらの思想的に相通する点があるの
ではないか、即ち代理人ではないけれ
ども、自分自身が十分に陳述ができな
かつた、本人が戦争状態のため証人等
を申請しようと思つたがその証人がお
らなんだ、或いは主張しようと思つた
が送還等のために期日に出頭してそれ
ができなかつた、そういうような事情
があつた場合には、只今言つたように
代理人の代理権が欠缺しておつたとい
うような場合と思想的に相通するもの
がありますので、実質的にこれを再審
事由としてもまあ必ずしも不当でな
い、特に戦争中などで連合国という相
手方の国民が万不利な取扱を受け
たといふことがあつたならばこれを考
慮すべきで、このような再審の措置は
止むを得ないところであらうと存ずる
次第であります。

○羽仁五郎君 この戦争中に日本
に……、只今の政府の御説明は私の質

問の趣旨とは外れているので納得しにくいのですが、続いて次の点について伺つて行きたいと思つていますが、この同様の規定が、戦争中には諸外国に日本国民が居つて、そうしてその間に訴訟に關係した場合があると思ふのですが、或いはその場合に關して同様の規定があるのですか。

○政府委員(野木新一君) 只今までのところ、調べたところではそういう規定はございません。多分まあ戦勝国におきましてはこういう規定は想像でございまして、ないのじやないかと思ふます。

○羽仁五郎君 そうすると、政府はこの平和條約は勝者が敗者に押付けた條約だといふお考えですか。

○政府委員(野木新一君) 講和條約の御審議のときにもいろいろ議論されたと思つてますが、やはり勝者、敗者という關係でなく、普通言われてゐる通りに、和解と信頼の下に作られた條約だと考へておる次第であります。

○羽仁五郎君 和解と信頼との原則の上に基いて作られたものだとするならば、正面から解釈しますと、戦争中日本では十分な陳述をなす機会を與へないで裁判が行われていたという著しい事実がある、そして外國においては日本国民に対してはそういうことが行われたという著しい事実はないといふこととをなればこれは説明がつかないと思ふのです。そうすると政府は現在この戦争中において日本の、これは最高裁判所のほうからの御答弁を伺つておきたいのですが、日本の裁判所では、或いは又日本のこれは法務府のほうに關係するわけですが、檢察なり或いは警察なりといふところにおいて

は著しく不当なる訴訟その他の手続をあて行なつていたといふ事実をこの際お認めになるのかどうか。

○政府委員(野木新一君) 私ども裁判所檢察庁に關係あつた者であります。戦争中におきまして、日本国の裁判所及び檢察官は法律の命ずるところによつて非常に公正な活動をしてゐるものと思つておるわけでありまして、従つて特に連合国人なるが故に差別的待遇をして不利益に扱つたといふことは殆んどなかつたのではないかと想像しておるものであります。

○羽仁五郎君 それならばこの平和條約第十七條の(b)項といふものを日本が受諾すべき理由がないじやありませんか、且つ又それに基いてこういう法律案を提出される理由がないのじやないか。堂々と、日本は戦争中において決して公正なる裁判の原則を著しく踏みにじつたことではないのである、従つてこういうことをこつち側だけが義務を負うといふことは、これは講和條約は負ゆる敗者に対する勝者の命令だ、或いは強制であるという印象を著しくする、そういうようなことを平和條約の過去に遡つて伺ふことはいささか妥當を欠きますけれども、法務府として當時の日本政府の見解として申入れられたことはあるのですか。

○政府委員(野木新一君) その点は私は關係していませんでしたから、法務府としてこの十七條(b)項について何か意見を述べたかという点は今のところ承知していません。

○羽仁五郎君 御承知がないといふのであれば法務總裁なり何なりに伺わなければならぬのですが、或いはお聞き及ぶのところのみならず事実上において

てはないのかも知れない。事実上においてはなかつたならば、そうして只今御指摘のように、戦時中日本のほうの裁判所又檢察官警察は著しく國際的に確立せられておるところの公正なる争ひの手続といふものを踏みにじつたことではない、まあちよいとしたことはあつたにしても著しく踏みにじつたことではないといふことを今おつしやいませしたが、それが事実でありとするならば、何故に對等の態度を堅持せられなかつたか、それは非常に大きな問題じやないかと思ふんですが、どうでしょう。ここで著しく踏みにじつた事実はある、公正なる取扱の原則を著しく踏みにじつた事実はある、そこで止むなくこういう條項を受諾し、こういう法律案を提出するのだといふか、いづれかであるかはつきりませんが、そのいづれかであるかはつきりされなかつた、我々は本法案審議を進めることはできないと思ふます。どつちなのか、それををはつきり答えて頂きたい。

○政府委員(野木新一君) 原則といたしましては、先ほども申し上げましたように、著しく踏みにじつたことではないと確信いたすものであります。併しながらかくさんの事件がありますので、個々の具体的場合にどうであつたといふことは、やはり具体的事件について審査して見なければなりませんので、結局連合国と語合ひの上で、万一そういうことがあつてはならないといふことで、こういう條項が入つたものと信ずる次第であります。

○羽仁五郎君 今の御説明のようであるならば、何も事々しく平和條約の中に特に條項を設けてこういうことを義務を負うといふ必要はないので、先ほ

どお話のように、日本の国内法でもそれはやれる範圍内のものでしよりし、又當然自発的にもなし得ることである、それを強制されるという形をとるというこゝになつて来ると、今の御説明のように、個々の事件については或いは再考すべきものがあるかも知れないといふことならば、これは當然自発的になされるべきことであつて、殊にこうした義務付けられて、そうして強制に基いてなされなければならないといふことは、私はないのじやないか。その点も今申し上げた政府は戦時中において日本の法廷、或いは檢察、警察、その他において外國人に対して裁判、或いはそのほかの争ひの解決の國際的に確立せられたる基準といふものを、著しくふみにじつた事実があると認め、この平和條約第十七條(b)項を受諾し、且つそれに基いてこの法律案を提出しておられるのか。それともそうでなくては、日本は特に國際的な基準から見て、只今のような著しい原則の踐踏といふことをしていたわけではない、併しながら敗戦国としてこうした條項を無理やりに受諾せしめられ、従つてこれに基いて本法律案を提出しておるものであるか、そのいづれであるかを次の機会にはつきり伺つておきたいと思ふます。

○政府委員(野木新一君) 只今その点について申し上げます。御質問の点につきましては、政府といたしましては、戦争中日本の法廷が國際的な慣例なり、基準なりを著しく逸脱して、特に連合国民に対して不利益な取扱をしたといふことはないと信じております。ただいふ／＼のたかさんの事件がありまますし、個々の事件におきましては或

いは行過ぎがあつたかどうか、その点にはつきりいたしませんので、連合国との話合ひの上で、自発的に連合国民からそういう点を申出があつたならば、その点について反省して見ようという意味合で、講和條約第十七條(b)は入つたものと考えております。

○羽仁五郎君 その点について依然として明確な認識を得ることはできないので、その点についての質問は保留しまして、次の問題に移りますが、このこゝに提出されたこの法案に言つてこの連合国の国民が有罪の判決の言渡を受け、と言つておるのは、どの、この範圍は日本の裁判所に限るのですか、或いはそれ以外にも及ぶのですか。その点はどうなんですか。

○政府委員(野木新一君) 日本国の裁判所に限るわけでありまして。

○羽仁五郎君 そうすると日本国の裁判所以外でなされたところのさま／＼の當時の連合国国民に対する取扱、或いは軍が行なつた裁判といふふうなものもあるのじやないかと思ふますが、それらのものについてはどうなんですか。

○政府委員(野木新一君) 日本国の裁判所以外のほかの國の裁判所は勿論入らないと思ふます。ただ軍で行なつた裁判として、軍法會議は憲法上の裁判所でありまますから、内地にあつたものは、これはやはり日本国の裁判所のうちに含まるべきではないかと思つております。

○羽仁五郎君 それから裁判にまで行かなくて、或いはそのかたが生命を失われたとか、本人が……。そういう場合はどうなるのですか。

○政府委員(野木新一君) 條約十七條

うふうになると、その及ぼす影響が、
うふうになると、その及ぼす影響が、
いうところにも、行くのであるかと
いうことも、関連をいたしますで、先
ほど来申上げている点は第一が原則の
点です。それから第二にはこの法律
がどの程度の範囲に及ぶものである
か、先ほど軍法裁判というものはこれ
にも含まれるというふうに言われたた
ですが、その他裁判に至らなかつた検

察政には警察の影附において不当の取扱を受けたと考えられる場合などについて、第一には原則、第二にはその範圍についてですね、どの程度にこれが及ぶものであるのか。そしてそれらに就いては第一の原則に従つて第二の範圍については政府はどういう態度をとるかということが、これは首尾一貫して来ないと思う。それから第三の点として何つておきたいのは「充分な陳述をなし得なかつた」という用語がこの法律案の中に出て来るのです。が、この充分な陳述をなし得ないというのは如何なる範圍であるのか、どういふ範圍をこれに含んでいるのか、如

何なる場合がこの中に含れていないのか、この点について極めてあいまいな感じが抱きますが、政府はこの充分な陳述という点についてどういうふうに明確にお考えになつてゐるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君)「充分な陳

述ができなかつた」という法案の文字は、條約の文字をそのまま借りて来たわけであります。ここで言うところの「充分な陳述」と言いますのは、戦争のために原判決に影響を及ぼす虞れのあ

る申立とか立証等の訴訟上の権利の伸
長防禦の方法がでなかつたために何
か不利益な判決を受けたというような

ものを指すものと考えております。一番典型的な事例をいたしましては、例えば民事の裁判において期日の呼出しを受けたところが、抑留、送還等のためにその期日に出頭ができず、従つてその期日において主張、立証できなかったそのために敗訴になつてしまつたという場合には、一番適当な事例ではないかと存する次第であります。

○羽仁五郎君 その平和條約の文字をそのままこつちに移して来られたという程度で、そして引用されるのは只今の程度の引例では、我々立法者として明確な観念を受けるに甚だ困難を感じますから、もう少し充分な……、充分な陳述をなし得なかつたというのはいささかの場合であるというふうに列挙して御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 陳述と申しますのは、申立とか、主張とか、立証等の訴訟上の権利の伸長防禦の方法を言うものと考えられるわけでありまして、又その上についた「充分な」というのは、結局原判決に影響を及ぼす虞れのあるというふうな意味になると思ひます。即ち、原判決と関係ないようなことを言わなかつたということだけでは駄目でありまして、何らか原判決に影響を及ぼす虞れのあるような、即ち原判決と噛み合うような点の訴訟上の権利の伸長防禦の方法でないか、これに入らないものと思ひます。できなかつたというのとは、何か戦争に起因して、戦争状態のために、本来ならば正当にできるのができなかつた、そういう場合だと考へておる次第であります。

るかということと関連して来ますので、もう少しはつきりした御答弁を伺つておきたいと思ひますが、それについては、その質疑はあとに保留いたします。

第四に伺つておきたいのは、この立法によつて、大体においてこの適用を受けるのであらうと思へるような事件で、これにはどういふ種類の事件がどれくらいあるだらうというふうな大体のお考えになつておられるか。それについては、勿論これは、その不当なる取扱を受けたと信ぜられる側の申立というもののによるものでありましようけれども、併しながら、我々はこの法律案を審議する際に、おおよそそれらの見当がついておることが必要だと思ひます。その意味から只今の点についてお答えを願つておきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) この法案の対象となる事件につきましては、正確な数字は出し得ませんが、一応調べたところでは、資料にしてお手許に差出してあります。即ち、刑事につきましても、平和條約に署名した連合国民に關する犯罪といつたしましては、只今調査したところによりまして、通常裁判所におきましては三十七名程度でありまして、うち懲役が三十五名、禁錮が一名、罰金が一名といふことになつております。勿論、これは多少の落ちこぼれがあるかも知れませんが、大差ないのではないかとと思ひます。なお、参考のため、一番正確な統計がございまして、昭和十七年、十八年二カ年中における全外国人、日本人以外の全外国人の犯罪人員を調べて見ますと、二年間合計が三百十二人、昭和十七年、十

八年三百十二人でありまして、このうち、直接今度の対象になる欧米人といふものは、やはり先ほど申し上げた数と大差ないものと信ずるわけでありま

す。なお、民事につきましても、お手許に資料を差上げておきましたが、連合国人等を當事者とする訴訟事件は、昭和二十一年二月以前のものは、平和條約署名国人を當事者とするものは、約十九件ぐらゐ、その他全部の連合国人を入れても三十三件ぐらゐでございまして、これも多少落ちこぼれがあるかも知れませんが、大体大差ないのではないかと信じておる次第であります。

○羽仁五郎君 次にこれらの今参考資料として頂戴しておるものに基いて御説明がありましたのですが、この中の特に重要なものについて、それはどういふ事件で、そしてどういふふうな経過を辿つたものであるかということについて、今おしやる刑事關係が三十数件、民事關係で三十数件ということでありまして、その代表的なもの二、三について御説明を願うことが今できますか、それとも次の機会にお願ひできますか。

○政府委員(野木新一君) 刑事事件につきましても、この資料に一部掲げてありまして、例えば……。

○羽仁五郎君 この資料の三頁です。○政府委員(野木新一君) 資料の三頁です。こんな見当でございまして、○羽仁五郎君 先ほどから伺つております原則的な点、それからその範圍、どの程度に影響を及ぼすものであるかという点、それからその「充分な陳述」といふ概念の明確な規定などのために

必要だと考へますので、この中のこの資料の三頁の第一は、米国人に対し、東京刑事地方裁判所において十八年三月五日に詐欺横領の罪名によつて懲役一年、それからその次のフランス国民に対して、横浜地方裁判所において十八年一月二十五日、国防保安法、陸軍刑法違反懲役二年、それからそのあとに、米国人に対して、札幌地方裁判所において、昭和十八年六月十一日、軍機保護法違反の罪名において懲役十五年、同じく札幌地方裁判所において、米国民に対して同日に同じ罪名において懲役十二年というのを挙げておられますが、これらはどういふ事件であつたのか、この事件及びその取扱の概要の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) このうち判決の謄本を取寄せたものもございまして、又判決の謄本のなくなつておるものもあるようでありまして、次回までにあるものについて調べてお答えいたしたいと思ひます。

○羽仁五郎君 念のために申上げておきますが、勿論その何らの不当がなかつたというように確信せられるものについては何ら必要はないと思ひますが、或いは不当だと考へられる理由があるのではないかと考へるものについて伺つておきたいと思ひます。それからその次に第五に伺つておきたいのは、これは本法律案に直接關係しないのでありますけれども、本法律案によつて外国人が戦争中不当な取扱を受けたという点に對して救済の措置を政府はとらうということになるわけでありまして、それに対して、日本国民自身が日本国内において戦争中不当な取扱を受けたという点に對する取扱とこの法律案とはバランスのとれたものだとはいふに考へておられるところからいへば、どうでしようか。

○政府委員(野木新一君) 日本国民が日本国外でいささかの迫害を受けたかとも知れないという点とこの法案とはバランスがとれておるかという点でございまして、日本国外におきましては、その裁判した者についてどういふ措置をとられておるかということにつきましては私は私ども承知いたしません。日本国内で行われたものにつきましては日本国民が自發的にこれこれしてみよというのを決意したのであります。それから、必ずしもバランスという問題をとつて強いてその点を考へるまでのことではないのじやないかと考へる次第であります。

他の願慮、二義的な技術的問題といふものに拘泥しないでその救済の態度をとることがなければ、外国人ばかりを尊重に扱つて、肝心の日本国民を尊重に扱わないのじやないかといふことになりはしませんか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(野木新一君) 国内の日本人につきまして、日本の裁判所では何かな不当な取扱を受けたという者についてこれと同じように何か救済の措置を講ずる必要はないかといふ御質問だと思ひますが、その点につきましては、日本国民につきましては、普通の訴訟法に再審とか上告とかそういう手続がありますし、日本人につきましては戦争中と言つても又外国人と違ひまして個々の事件におきましてもそう不当だといふことは殆んど考えられませんが、特段のこれと似通つた措置といふものはあえてやるまでのことではないのじやないかと考えるわけであり

ます。

○羽仁五郎君 最後に本日質疑として伺つておきたいのは、こういうことが、勿論私としては絶対に将来繰返されるということは絶対にないと思ひながら、併しながら同じ原因が存在すれば同じ結果が出て来るといふことは考えなければならぬ。そこで将来に対して、勿論将来に対して日本が侵略戦争を開始するといふことは絶対にあり得ないことなんですが、その点についてじやなく、日本の裁判、検察、警察といふものの制度の上で国際的に見てどうも不当な裁判なり、検察なり、警察なりの処置があるのじやないか、いわゆるザ・サード・デイグリーといふことは諸外国で日本

の特色の一つのようになつてゐるが、この法律案を政府が今提出される際にそれらの問題についてはどうお考えになつてゐるのか、過去においてそういう点があつたと、従つてそれらの点はどういふ原因によるのであるか、従つてそれらの原因は今日これがすでに取除かれてゐるのか、或いはまだ取除かれてゐないものはこれを取除く努力を政府としてもどういふ点においてなすつもりである、そういう点についてのお考えがあらうと思ひますが、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(野木新一君) 只今の御質問の点は誠に御尤ものところでございます。政府といたしましては、新憲法自体が旧憲法に比して一層人権尊重といふ点を建前にしてきておりましたので、新憲法制定後直ちに刑事訴訟法の改正をいたしました、英米式の思想を取入れ、例えば令状をもらなければ逮捕できないといつたような、そういう弁護人を付ける場合非常に大幅に擴げた等いろいろなる点で人権尊重の手段をいたしておるわけでありまして、そうしてこの新憲法の人権尊重という精神は、検察官及び警察官についても機會あることに徹底させておりますので、人権尊重といふことにつきましては、旧憲法時代と格段の人権尊重の意思と申しますか、そういうものが検察官とか、警察官の間に擴がつて来ておるかと思ひます。なお別に警察官等が違法行為をした場合につきましては、それを検事が不起訴処分にしたような場合につきましては、これについて特別の刑事訴訟法の規定を設けまして、最後に裁判所の公判にまで付し得るといふような特別の規定も設けたりいた

しまして、御質疑の点につきましては法制上におきまして十分考慮を拂つており、なお又その運用につきましても努めて注意いたしておるわけでございます。

○羽仁五郎君 その点についてもやはりさつき質問しました通り、第二の点、つまりどの程度までの範圍を考慮しなければならぬかといふかといふことも関連して来ますが、日本の裁判、検察、警察の關係で以て特に国際的に惡名が高いのは主として裁判ではなくして、それ以前の検察や警察のそれ

で、そのために或いは裁判が不当に国際的に不信の目を持つて見られておるのじやないかと私も非常に恐れるのです、その点についても只今お考えがなかつたのですが、その裁判に行くまでにおいて特に警察や検察において、なかんずく警察において、ザ・サード・デイグリーが依然として消えないのじやないか、若しそういうことがあるとすれば、或いは今後日本の裁判につき国際的に不信の目を以て見られるといふ虞れが多分にある、これらの点についての政府の今日の御努力といふものは必ずしも所期の結果を実現してゐないし、その間に最近法務府は或いはこれらの關係と重大な問題のある人権擁護局といふものを縮小するといふようなことを考へたりしておられるようだが、そういうことがありま

す、この法律案を我々が今ここで審議をする際に、前に起つたこと、又前にあつたために今こういう法律案を出さなければならぬ、同じ原因を今後にも存続させて行くといふことではこの法律案を審議する上に重大なる關係があると思ふので、それらの点についてもお次の機会に一層質疑をせざるを得ないと思ひます。

それからも一つ伺つておきたいのは、この法律案とやはり直接に關係はないのですけれども、併しながら間接に關係のある問題ですが、戦争中日本が外国人に対して不当な裁判その他の公正でない取扱をした、そのためにこういう法律案を今出すとしますと、占領期間中に今度は逆に占領と關係して日本国民が或いは十分の陳述の機會を得ず、その他公正にして妥當な取扱を得なかつたといふように考へておる事件があるかも知らん。私自身としても必ずしもそういう事件がないとは言えない。そういう点については政府はどういうふうになされるおつもりであるのか、その点も伺つておきたい。

○政府委員(野木新一君) 先ず最初の点をちよつと補足的になお答へしておきたいと思ひますが、旧憲法時代警察が非常に惡かつたといふような非難を受けるのは、私の見るところでは一つは法制的の面から見ると、警察犯処罰令といふのがありまして、警察署長が即決処分ができたといふ点と、それから行政執行法といふのがあつて検束処分ができたといふこの二点が法制的に見ますと非常に濫用されたと思ひます。悪いことを起しがちの原因になつたと思ひます。併しこの二つの点は新憲法と共に廃止されましたので、そういう法制的の点では昔のような合法的な形をとつた非難されるような点が起り得る余地は今なくなつておるわけでありまして、その点が實際問題は非常に大きな濫用の余地をなくしておるのではないかとと思ひます。あとは警察

官の教養、訓練とか何かといふ点が非常に關係して来ると思ひますが、これも國警當局その他が非常に盡力しておりますので、旧憲法時代のようなことは起さないといふ努力を今政府が法制的にも實際的にもそつちのほうに向つて努力をして来ており、又将来も努力するといふ点は御了解願ひたいと存ずる次第であります。

なお第二の点の、占領中日本国民が何か不当な裁判を受けたことではないか、その救済について何か考へていないか、といふ点でございしますが、この点につきましては或いは軍事占領裁判所の裁判といふようなことを頭にお考へであるかと思ひますが、この点の処置につきましてはまだ具体的に考へるといふ点には至つていませんが、將來これに対して研究問題として研究して見たいと思ひます。

○委員(小野義夫君) 小委員会の参考人が来ておられますから、或る程度でこれは打切つてしまいたいと思ひます。

○羽仁五郎君 それでは最後の点ですが、具体的に考究しておられないといふのは、恐らくそういうことじやないのだからと思ひます。十分御研究になつておられることだらうと思ひます。それで占領軍によつてなされた取扱だけではございません。日本の裁判所が占領軍最高司令官の覺書とか、そういうものに關係してゐたものには裁判權、管轄權その他の問題でその事件に關係されたかたに満足と與へることができなかった事實は御承知の通りで、それらの問題がいろいろある。そしてそれらの問題を解決するもの実はこの講和発効と同時にすることは、事実上に

も理論的にも最も妥当であります。そうして又同時に只今我々が審議しておるこの法律案が發効する際に、或る意味においては理論上の意味においてそれと引替になるべきものだと私は思ふ。それで政府も勿論外人について不当な取扱を救済するといふ誠意を十分披露する必要があると同時に、この占領期間中に、日本国民が占領期間中に占領軍の権力によつてさまざまの面において不当な取扱を受けたといふ事実を疑ふ十分な理由がある場合においては、これに對してやはり本法律案成立と同時に、即ち講和発効と同時に措置をとれないと、その機会を逃し、且つ又その努力が効果を奏しないといふ点があると思ふので、今の点は私が今申上げたように御努力を願つてゐるものと承してよろしいですか。

○政府委員(野本新一君) お言葉のことは言外で、趣旨はわかつたような氣持はいたしますが、いわゆる占領中連合司令官の命令等に基づいて作つた法令違反の罪とか、そういうものについては私も政府としても講和発効と同時にその何と申しましょうか、刑の効果というものについては相当考へておるうちに承知しております。それから現にプロヴォスト・コートに繋属中の事件又はすでに確定して刑の執行中のものについては、その事件を振り分けてどうしても、殺人強盗とかそういうようなもので、こちらで処置しなければならぬようなものは、日本の檢察當局で調べ直して振り分けるというやうな措置に出る方針に今のところなつております。それで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 大体今の御説明で殺人

とか強盗とか、そういう日本の国の刑法においても追及しなければならぬといふふうに考へられるものを除いて、いわゆる占領という状況によつて發生したものについては、講和発効と同時にそれらについて、それらのものが成立しなくなるといふ考へであることを承しましたが、その他についても例えば印刷の封鎖、印刷機械の封印であるとかいうことについて、どう見ても甚だ行き過ぎだといふふうに考へられるものがあります。それらのこともこの占領軍が講和発効と同時に直ちに撤退せられるならば別ですが、併しいわゆる駐留軍と名を変えてその実力は日本におられるという關係があるので、その機を逸すると、それらについて公正にして妥当なその關係者をして服するに足るやうな措置をとる機会を逸する虞れがある。それらについても考へになつておることと思ひますが、よろしいですか。それから今の点について、私が大体七点について質問したのでありますが、これらの点について裁判所側からの御意見も伺つておきたいと思ふのであります。それから次の機会に本日私が質問を留保したその意味は御了解が頂いておると思うのですが、つまり今日伺つた七つの点についてもう少し詳細な御説明を伺ふ必要があるといふふうに考へるので、それらの点を委員長にお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(小野義夫君) はい、わかりました。

速記をとめて下さい。

○委員長(小野義夫君) 速記を始めて下さい。

両案に對する質疑は次回に継続いたしますことにいたしました。本日はこれで散會いたします。

午前十一時五十八分散會

四月十七日本委員会に左の事件を付託された。予備審査のための付託は三月二十七日。

一、平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

一、平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、破壊活動防止法案

一、公安調査庁設置法案

一、公安審査委員会設置法案

破壊活動防止法案

破壊活動防止法

目次

第一章 總則(第一條-第三條)

第二章 破壊的団体の規制(第四條-第九條)

第三章 破壊的団体の規制の手續(第十條-第二十五條)

第四章 調査(第二十六條-第三十三條)

第五章 雜則(第三十四條-第三十六條)

第六章 罰則(第三十七條-第四十三條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に對する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に

関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄與することを目的とする。

(規制の基準)

第二條 この法律による規制及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要且つ相当な限度においてのみ行ふべきであつて、思想、信教、集会、結社、表現及び學問の自由並びに勤勞者の団結し、及び団体行動をする權利その他日本國憲法の保障する國民の自由と權利を、不当に制限するやうなことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いさしくこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならない。

(定義)

第三條 この法律で「暴力主義的破壊活動」とは、左に掲げる行為をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條(内乱)、第七十八條(内乱の予備、陰謀)又は第七十九條(内乱等の幫助)に規定する行為をなすこと。

二 この号イに規定する行為の教唆若しくはせん動をなし、又はこの号イに規定する行為の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的を

もつて所持すること。

二 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため、左に掲げる行為の一をなすこと。

イ 刑法第六六條(騒擾)に規定する行為

ロ 刑法第八八條(現住建築物放火)又は同法第九九條第一項(非現住建築物放火)に規定する行為

ハ 刑法第七十七條第一項前段(激発物破裂)に規定する行為

ニ 刑法第二百五條(汽車、電車等往來危險)に規定する行為

ホ 刑法第二百六六條第一項又は第二項(汽車、電車等の顛覆等)に規定する行為

ヘ 刑法第九十九條(殺人)に規定する行為

ト 刑法第二百三十六條第一項(強盜)に規定する行為

チ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一條(爆発物使用)に規定する行為

リ 檢察若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條(公務執行妨害、職務強要)に規定する行為

ヌ この号イからリまでに規定する行為の一の予備、陰謀、

2 この法律で「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。但し、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

第二章 破壊的団体の規制
(団体活動の制限)
第四條 公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、当該団体が継続又は反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた明らかなおそれがあると認めるときは、左に掲げる処分を行うことができる。但し、その処分は、そのおそれを除去するために必要且つ相当な限度をこえてはならない。

一 当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動、集団行進又は公開の集会において行われたものである場合においては、六月をこえない期間及び地域を定めて、それぞれ、集団示威運動、集団行進又は公開の集会を行うことを禁止すること。
二 当該暴力主義的破壊活動が機関誌紙(団体がその目的、主義、方針等を主張し、通報し、又は宣伝するために継続的に刊行する出版物をいう。)によつて行われたものである場合においては、六月をこえない期間を定めて、当該機関誌紙を続けて印刷し、頒布し、又は頒布する目的をもつて所持することを禁止すること。

三 六月をこえない期間を定めて、当該暴力主義的破壊活動に関與した特定の役員(代表者、主幹者その他名称のいかんを問はず当該団体の事務に従事する者をいう。以下同じ。)又は構成員に当該団体のためにする行為をさせることを禁止すること。
2 前項の処分が効力を生じた後は、何人も、当該団体の役員又は構成員として、その処分の趣旨に反する行為をしてはならない。但し、第一項第三号の処分が効力を生じた場合において、当該役員又は構成員が当該処分の効力に関する訴訟に通常必要とされる行為をするときは、この限りでない。

(違法行為の禁止)
第五條 前條第一項の処分を受けた団体の役員又は構成員は、いかなる名義においても、同條第二項の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。
(解散の指定)
第六條 公安審査委員会は、左に掲げる団体に対して、解散の指定を行うことができる。但し、当該団体が継続又は反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた明らかなおそれがあると認めるときは、そのおそれを有効に除去することができないと認められる場合に限り、
一 団体の活動として第三條第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体
二 団体の活動として第三條第一項第二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行い、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し、若しくはせしめ、これを犯行させた団体
三 第四條第一項の処分を受け、さらに暴力主義的破壊活動を行つた団体
(団体のためにする行為の禁止)
第七條 前條の処分が効力を生じた後は、当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役員又は構成員であつた者は、当該団体のためにするいかなる行為もしてはならない。但しその処分の効力に関する訴訟又は当該団体の財産若しくは事務の整理に通常必要とされる行為は、この限りでない。

(違法行為の禁止)
第八條 前條に規定する者は、いかなる名義においても、同條の規定による禁止を免れる行為をしてはならない。
(財産の整理)
第九條 法人について、第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めたことのできないことが確定したときは、その法人は、解散する。
2 第六條の処分が訴訟手続によつてその取消又は変更を求めたことのできないことが確定したときは、当該団体は、すみやかに、その財産を整理しなければならない。
3 前項の財産整理が終了したときは、当該団体の役員であつた者は、そのてん末を公安調査庁長官に届け出なければならない。
第三章 破壊的団体の規制の手続
(処分の請求)
第十條 第四條第一項及び第六條の処分は、公安調査庁長官の請求があつた場合にのみ行う。
(通知)
第十一條 公安調査長官は、前條の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該団体が事件につき弁明をなすべき期日及び場所を定め、その期日の七日前までに、当該団体に対し、処分の請求をしようとする事由の要旨並びに弁明の期日及び場所を通知しなければならない。
2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。
3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに通知書を送付しなければならない。

(代理人)
第十二條 前條第一項の通知を受けた団体は、事件につき弁護士その他の者を代理人に選任することができる。
(意見の陳述及び証拠の提出)
第十三條 当該団体の役員、構成員及び代理人は、五人以内に限

り、弁明の期日に出頭して、公安調査庁長官の指定する公安調査庁の職員(以下「審理官」という。)に対し、事実及び証拠につき意見を述べ、並びに有利な証拠を提出することができる。
(傍聴)
第十四條 当該団体は、五人以内の立会人を選任することができる。
2 当該団体が立会人を選任したときは、公安調査庁長官にその氏名を届け出なければならない。
3 弁明の期日には、立会人及び新聞、通信又は放送の事業の取材業務に従事する者は、手続を傍聴することができる。
4 審理官は、前項に規定する者が審理を妨げる行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。
(不必要な証拠)
第十五條 第十三條の規定により提出された証拠であつても、審理官が不必要と認めるときは、取り調べることを要しない。但し、審理官は、当該団体の公正且つ十分な審理を受ける権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。
(調書)
第十六條 審理官は、弁明の期日における経過について調書を作成しなければならない。
2 前項の調書については、第十三條の規定により出頭した者に意見を述べた機会を與え、意見の有無及び意見があるときはその要旨をこれに附記しなければならない。
(調書の提出)
第十七條 審理官は、当該団体から

請求があつたときは、調書及び取り調べた証書類の謄本各一通をこれに交付しなければならぬ。

(処分の請求をしない旨の通知)

第十八條 公安調査庁長官は、第十一條第一項の通知をした事件について、第十條の請求をしないものと決定したときは、すみやかに、当該団体に対しその旨を通知するとともに、これを官報で公示しなければならない。

(処分の請求の方式)

第十九條 第十條の請求は、請求の原因たる事実、第四條第一項又は第六條の処分の請求する旨その他公安審査委員会の規則で定める事項を記載した処分請求書を公安審査委員会に提出して行わなければならない。

2 処分請求書には、請求の原因たる事実を証すべき証拠、当該団体が提出した証拠で取り調べたもの及び第六條に規定する調書を添附しなければならない。

3 前項の請求の原因たる事実を証すべき証拠は、当該団体に意見を述べた機会が與えられたものでなければならない。

(処分の請求の通知及び意見書)

第二十條 公安調査庁長官は、処分請求書を公安審査委員会に提出した場合に、当該団体に対し、その請求の内容を通知しなければならない。

2 前項の通知は、官報で公示して行う。この場合においては、公示した日から七日を経過した時に、通知があつたものとする。

3 当該団体の代表者又は主幹者の住所又は居所が知れているときは、前項の規定による公示の外、これに処分請求書の謄本を送付しなければならない。

4 当該団体は、第一項の通知があつた日から十四日以内に、処分の請求に対する意見書を公安審査委員会に提出することができる。

(公安審査委員会の決定)

第二十一條 公安審査委員会は、公安調査庁長官が提出した処分請求書、証拠及び調書並びに当該団体が提出した意見書に基づき審査を行い、事件につき、左の區別に従い、決定をしなければならない。

一 処分の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 処分の請求が理由がないときは、これを棄却する決定

三 処分の請求が理由があるときは、それぞれその処分を行う決定

2 公安審査委員会は、解散の処分の請求に係る事件につき第六條の処分をすることができない場合において、当該団体が第四條第一項の規定に該当するときは、前項第二号の規定にかかわらず、第四條第二項の処分を行う決定をしなければならない。

(決定の方式)

第二十二條 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附して、委員長及び決定に關與した委員がこれに署名押印をしなければならない。

(決定の通知及び公示)

第二十三條 決定は、公安調査庁長官及び当該団体に通知しなければならない。

2 前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行う。

3 決定は、官報で公示しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第二十四條 決定は、左の各号に掲げる時に、それぞれその効力を生ずる。

一 処分の請求を却下し、又は棄却する決定は、決定書の謄本が公安調査庁長官に送付された時

二 第四條第一項又は第六條の処分を行う決定は、前條第三項の規定により官報で公示した時

2 前項の決定に対しては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)の定めるところにより、裁判所にその取消又は変更を求める訴を提起して、その処分の執行の停止の申立をすることができ。

3 前項の訴については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、すみやかに審理を開始し、事件を受理した日から百日以内にその裁判をするようにつとめなければならない。

(処分の手続に關する細則)

第二十五條 この章に規定するものを除く外、公安審査委員会における手続に關する細則は、公安審査委員会の規則で定める。

第四章 調査

(公安調査官の調査権)

第二十六條 公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をすることができ。

(書類及び証拠物の閲覧)

第二十七條 公安調査官は、この法律による規制に關し、調査のため必要があるときは、検査官又は司法警察官に対して当該規制に關係のある事件に關する書類及び証拠物の閲覧を求めることができ。

2 検査官又は司法警察官は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求めに應ずるものとする。

(公安調査庁と警察との情報交換)

第二十八條 公安調査庁と国家地方警察及び自治体警察とは、相互に、この法律の實施に關し、情報又は資料を交換しなければならない。

(公安調査官の立会)

第二十九條 公安調査官は、この法律による規制に關し、調査のため必要があるときは、司法警察官が暴力主義的破壊活動からなる罪に關して行つ押収、搜索及び検証に立ち合ふことができる。

(物件の領置)

第三十條 公安調査官は、関係人又は参考人が任意に提出した物件を領置することができる。この場合においては、その目録を作り、提出者にこれを交付しなければならない。

(物件の保管)

第三十一條 公安調査官は、前條の規定により領置した物件のうち、運搬又は保管に不便な物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

(物件の選付)

第三十二條 公安調査官は、第三十條の規定により領置した物件のうち、留置の必要のない物件は、提出者に選付しなければならない。

2 前項の場合において、選付を受けるべき者の住所が知れないとき、その他その物件を選付することができないときは、公安調査官は、その旨を官報で公示しなければならない。

3 公示した日から六月以内に選付の請求がないときは、その物件は、国庫に帰属する。

4 前項の期間内でも、価値のない物件は、廃棄し、保管に不便な物件は、公売してその代価を保管することができ。

(証票の呈示)

第三十三條 公安調査官は、職務を行うに當つて、関係人から求められたときは、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

第五章 雜則

(裁判の公示)

第三十四條 第四條第一項又は第六條の処分を行う公安審査委員会の決定の全部又は一部が裁判所で取り消されたときは、公安調査庁長官は、その裁判を官報で公示しなければならない。

(国会への報告)

第三十五條 法務總裁は、毎年一回、内閣總理大臣を経由して、国会に對し、この法律による団体規制の状況を報告しなければならない。

(施行細則)

第三十六條 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律の實施の手続その他その執行について必要な細則は、法務府令で定める。

第六章 罰則

(内乱の罪の教唆等)

第三十七條 刑法第七十七條の罪の

教唆若しくは、せ、い、動をなした者は、七年以下の禁に処する。

2 刑法第七十八條若しくは第七十九條の罪の教唆若しくは、せ、い、動をなした者又は刑法第七十七條、第七十八條若しくは第七十九條の罪の実現を容易ならしめるため、その実現の正当性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持した者は、五年以下の禁に処する。

3 前二項の罪を犯し、未だ暴動に陥らない前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

(政治目的のための放火の罪の予備等)

第三十八條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、刑法第八條、第九條第一項、第九十七條第一項前段、第二百六十六條第一項若しくは第二項、第二百九十九條又は第二百三十六條第一項の予備、陰謀、教唆又はせ、い、動をなした者は、五年以下の懲役又は禁に処する。

(政治目的のための騒擾の罪の予備等)

第三十九條 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左の各号の罪の予備、陰謀、教唆又はせ、い、動をなした者は、三年以下の懲役又は禁に処する。

一 刑法第六六條の罪
二 刑法第二百二十五條の罪
三 檢察若しくは警察の職務を行

い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者又はこの法律の規定により調査に従事する者に対し、凶器又は毒劇物を携え、多衆共同してなす刑法第九十五條の罪

(教唆)

第四十條 この法律に定める教唆の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行したときは、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。この場合において、その刑を比較し、重い刑をもつて処断する。

(団体のためにする行為の禁止違反の罪)

第四十一條 第七條又は第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(団体活動の制限処分の違反の罪)

第四十二條 第四條第二項又は第五條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(退去命令違反の罪)

第四十三條 第十四條第四項の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

一 団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)

二 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)

年政令第二百三十八号)

三 解散団体財産売却却理事會令(昭和二十三年政令第二百八十五号)

3 この法律の施行前になした行為に対する前項第一号又は第二号に掲げる政令の罰則の適用については、なお従前の例による。

4 団体等規正令第四條の規定により解散した団体(解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第二十三條に規定する団体を含む)の財産で、この法律の施行前に国庫に帰属したものの管理及び処分(解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第十四條の規定による債務の支拂を含む)並びにこれらに関する違反行為の処罰については、なお従前の例による。この場合において、解散団体財産売却却理事會の事務は、法務總裁が行うものとする。

5 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「、団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)の規定による政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する事項並びに解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和二十三年政令第二百三十八号)の規定による国庫に帰属した財産の管理等に關する事項」を「並びに破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)の規定による破壊の団体の規制に関する事項」に改める。

第八條第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

公安調査庁設置法案

公安調査庁設置法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 内部部局(第五條—第九條)

第三章 附屬機關(第十條)

第四章 地方支分部局(第十一條—第十三條)

第五章 職員(第十四條—第十七條)

附 則

第一章 總則

第一條 この法律は、公安調査庁の所掌事務の範圍及び權限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 法務府の外局として、公安調査庁を設置する。

(任務)

第三條 公安調査庁は、公共の安全の確保に寄與することを目的とし、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)の規定による破壊の団体の規制に関する調査及び処分等の請求等に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

(権限)

第四條 公安調査庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる權限を有する。但し、その權限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 公安調査庁の公印を制定すること。

十三 破壊の団体の規制に関する調査を行うこと。

十四 公安審査委員會に対し、破壊の団体に対する処分の請求を行うこと。

十五 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む)に基き公安調査庁に属せられた權限

第二章 内部部局

(内部部局)
第五條 公安調査庁に、左の三部を置く。
総務部
調査第一部
調査第二部
(特別な職)

第六條 公安調査庁に、次長一人を置く。
第七條 次長は、長官を助け、庁務を整理する。
第三 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(総務部の事務)
第七條 総務部においては、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生及び教養に関すること。
三 長官の官印及び庁印を管理すること。

四 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監督に関すること。
六 行政財産及び物品を管理すること。
七 行政の考査及び監察を行うこと。

八 各部の所掌事務の連絡調整に関すること。
九 地方支分部局の一般的監督に関すること。

十 所掌事務に関する内外資料の収集、整理及び保管に関すること。
十一 所掌事務に関する一般的企画及び法令の整備に関すること。
十二 破壊活動防止法の規定による審理及び処分の請求に関すること。
十三 前各号に掲げるものの外、公安調査庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない事務。

(調査第一部の事務)
第八條 調査第一部においては、破壊活動防止法第三條第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。
(調査第二部の事務)
第九條 調査第二部においては、破壊活動防止法第三條第一項第二号に掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。
第三章 附屬機関
(公安調査庁研修所)
第十條 公安庁の職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、公安調査庁の長官の管理に属する公安調査庁研修所を置く。
2 公安調査庁研修所は、東京都に置く。

3 公安調査庁研修所の内部組織は、法務府令で定める。
第四章 地方支分部局
(設置)
第十一條 公安調査庁に、第八條及び第九條に規定する事務を分掌させるため、地方支分部局として、公安調査局及び地方公安調査局を置く。
(名称、位置及び管轄区域)
第十二條 公安調査局及び地方公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、別表第一の通りとする。
2 別表第二上欄に記載する公安調査局の長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。
(内部組織)
第十三條 公安調査局及び地方公安調査局の内部組織は、法務府令で定める。
第五章 職員
(職員)
第十四條 公安調査庁に、長官及び次長の外、公安調査官その他所要の職員を置く。
2 公安調査官は、破壊的団体の規制に関する調査に従事するものとする。
3 公安調査庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十

号)の定めるところによる。
(定員)
第十五條 公安調査庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
(駐在勤務)
第十六條 公安調査庁長官は、必要があるとき、公安調査官を、必要があるとき、公安調査官を、その勤務地の所在地に駐在勤務させることができる。
(管轄区域以外の職務執行)
第十七條 公安調査局及び地方公安調査局に勤務する公安調査官は、必要があるとき、その勤務地の管轄区域外においても、職務を行うことができる。
附則
1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。
2 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「特別審査局」を「第七号第三項を削る。
第十三條の十二を削り、第十三條の十一を第十三條の十二とし、第十三條の十の次に次の一條を加える。
第十三條の十一 公安調査庁については、公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

3 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の表法務府の項中庁の欄に「公安調査庁」を加える。
4 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表法務府の項中「四二、三四二人」を「四一、一九七人」に、「司法試験管理委員会一人」を「司法試験管理委員会一人」を「公安調査委員会一人」を「公安調査庁一人」に、「四三、四八八人」を「四四、〇五五人」に、合計の項中「八四一、六六八人」を「八四二、二三五人」に改める。
5 入国管理庁設置令(昭和二十六年政令三百二十号)の一部を次のように改正する。
第十八條一項中「法務府特別審査局」を「公安調査庁」に改める。
6 この法律の施行の際、法務府特別審査局に勤務する職員は、特別の命令が発せられない限り、そのまま公安調査庁の職員となるものとする。

別表第一

名	称	位	置	管	轄	区	域
関東公安調査局	東京	都	東京				
神奈川地方公安調査局	横浜	市	神奈川				
埼玉地方公安調査局	浦和	市	埼玉				
千葉地方公安調査局	千葉	市	千葉				
茨城地方公安調査局	水戸	市	茨城				
栃木地方公安調査局	宇都宮	市	栃木				
群馬地方公安調査局	前橋	市	群馬				

山梨地方公安調査局	甲府市	山梨県
長野地方公安調査局	長野市	長野県
新潟地方公安調査局	新潟市	新潟県
近畿公安調査局	大阪府	大阪府
京都地方公安調査局	京都市	京都府
兵庫地方公安調査局	神戸市	兵庫県
奈良地方公安調査局	奈良市	奈良県
滋賀地方公安調査局	大津市	滋賀県
和歌山地方公安調査局	和歌山市	和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県
三重地方公安調査局	津市	三重県
静岡地方公安調査局	静岡市	静岡県
岐阜地方公安調査局	岐阜市	岐阜県
福井地方公安調査局	福井市	福井県
富山地方公安調査局	富山市	富山県
石川地方公安調査局	金沢市	石川県
中国公安調査局	広島市	広島県
山口地方公安調査局	山口市	山口県
岡山地方公安調査局	岡山市	岡山県
鳥取地方公安調査局	鳥取市	鳥取県
島根地方公安調査局	松江市	島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県
佐賀地方公安調査局	佐賀市	佐賀県
長崎地方公安調査局	長崎市	長崎県
大分地方公安調査局	大分市	大分県
熊本地方公安調査局	熊本市	熊本県
鹿児島地方公安調査局	鹿児島市	鹿児島県

別表第二

公安調査局	地方公安調査局	公安調査局
宮崎地方公安調査局	宮崎市	宮崎県
東北公安調査局	仙台市	宮城県
福島地方公安調査局	福島市	福島県
山形地方公安調査局	山形市	山形県
岩手地方公安調査局	盛岡市	岩手県
秋田地方公安調査局	秋田市	秋田県
青森地方公安調査局	青森市	青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局、旭川地方公安調査局、 釧路地方公安調査局及び北見地方公安調査 局の管轄区域を除いた区域
函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 後志支庁管内のうち 磯谷郡のうち 磯谷村
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支庁管内 空知支庁管内のうち 空知郡のうち 音江村
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支庁管内
四国公安調査局	高松市	香川県
愛媛地方公安調査局	松山市	愛媛県
徳島地方公安調査局	徳島市	徳島県
高知地方公安調査局	高知市	高知県
神奈川地方公安調査局		

関東公安調査局	埼玉地方公安調査局
	千葉地方公安調査局
	茨城地方公安調査局
	栃木地方公安調査局
	群馬地方公安調査局
	山梨地方公安調査局
	長野地方公安調査局
	新潟地方公安調査局
	京都地方公安調査局
	兵庫地方公安調査局
近畿公安調査局	奈良地方公安調査局
	滋賀地方公安調査局
	和歌山地方公安調査局
	三重地方公安調査局
	静岡地方公安調査局
中部公安調査局	岐阜地方公安調査局
	福井地方公安調査局
	富山地方公安調査局
	石川地方公安調査局
	山口地方公安調査局
中国公安調査局	岡山地方公安調査局

九州公安調査局	鳥取地方公安調査局
	島根地方公安調査局
	佐賀地方公安調査局
	長崎地方公安調査局
	大分地方公安調査局
	熊本地方公安調査局
	鹿児島地方公安調査局
	宮崎地方公安調査局
	福岡地方公安調査局
	山形地方公安調査局
東北公安調査局	岩手地方公安調査局
	秋田地方公安調査局
	青森地方公安調査局
	函館地方公安調査局
	旭川地方公安調査局
北海道公安調査局	釧路地方公安調査局
	北見地方公安調査局
	愛媛地方公安調査局
	徳島地方公安調査局
	高知地方公安調査局
四国公安調査局	

公安審査委員会設置法案
公安審査委員会設置法

(設置)

第一條 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第 号）の規定により公共の安全の確保に寄與するために行ふ破壊団体の規制に関する審

査及び決定の事務をつかさどらせらるため、法務府の外局として、公安審査委員会（以下「委員会」といふ。）を設置する。

(権限)

第二條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、そ

の権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員（の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 委員会の公印を制定すること。

七 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、活動制限の処分を行うこと。

八 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、解散の指定を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属せられた権限（職権の行使）

第三條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）
第四條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

（委員長及び委員の任命）
第五條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、且つ法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務総裁が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、法務総裁は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、法務総裁は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5 委員長及び委員は、非常勤とする。

（任期）

第六條 委員長及び委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

（身分保障）

第七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合及び第九條の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第八條 法務総裁は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第九條 法務総裁は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

2 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

（委員長）
第十條 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

（会議）

第十一條 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第七條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

（委員補佐）

第十二條 委員会に委員補佐三人を置く。

2 委員補佐は、委員長の命を受けて、委員会の審査及び決定に関する必要な事務をつかさどる。

3 委員補佐は、弁護士その他法律事務に学識経験を有する者のうちから、委員長が任命する。

4 委員補佐は、非常勤とする。

（規則の制定）

第十三條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審査委員会規則を制定することができる。

（委員会の庶務）
第十四條 委員会の庶務は、法務総裁官房においてつかさどる。

附 則

1 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

2 第五條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行うことができる。

3 この法律の施行後最初に任命される委員のうち三人の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、法務総裁の定めるところにより、それぞれ一年、二年及び三年とする。

4 法務府設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中第十一号の次の一号を加える。

十一の二 公安審査委員会の庶務に関する事項

第十三條の十を次のように改める。

第十三條の十 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第 号）の定めるところによる。

5 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一法務府の項中「司法試験管理委員会」を「司法試験管理委員会」に改める。

6 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十

二号）の一部を次のように改正する。
第一條中第二十号の次に次の一号を加える。
二十の二 公安審査委員会の委員長及び委員

昭和二十七年四月二十六日印刷

昭和二十七年四月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所